



議案第 十 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
ことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六
条第一項の規定により、
本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第

三号）の一部を次のように改正する。

別表（一）中「一三三〇〇円」を「一三二〇〇円」に、「一七五二〇〇円」を「二四〇〇〇円」に、「一四四〇〇〇円」を「一九三〇〇〇円」に、「一一八八〇〇円」を「一六八〇〇〇円」に、「三二〇〇円」を「三四〇〇円」に、「四七〇〇円」を「五〇〇〇円」に、「三五〇〇円」を「三七〇〇円」に改める。

別表（二）中「五百円」を「八百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。